

公益財団法人逗子市スポーツ協会役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人逗子市スポーツ協会定款第13条及び第29条並びに第32条の規定に基づき、公益財団法人逗子市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の役員等の報酬等及び費用についての支給基準を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、相談役、顧問及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事、監事のうち、スポーツ協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、名称のいかんを問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 スポーツ協会は、常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっての退職手当は支給しない。
- 5 非常勤役員等は、無報酬とする。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬額は、公益財団法人逗子市スポーツ協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条第1項の規定を準用し、評議員会で決定するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、職員給与規程第7条の規定に準じて支給する。

(報酬の支払方法)

第6条 常勤役員の報酬は、通貨により直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤役員が、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、職員給与規程第11条第1項の規定に準じて通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 スポーツ協会は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項に規定する費用が、前払いを要するものであるときは、これを前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 スポーツ協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程に定めることのほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の改正（名称変更）は、令和3年4月1日から適用する。